

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定実施要領

一般社団法人
鹿児島県林材協会連合会
平成25年4月1日公表

第一 目的

本実施要領は、一般社団法人鹿児島県林材協会連合会(以下「林材連」という。)が平成25年4月1日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする林業・木材業者等は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 発電利用に関する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出と審査

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする林業・木材業者等は、別記1で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を林材連へ提出しなければならない。
- 2 申請料・検査料については、林材連会員は1万円とし、林材連会員以外は2万円とする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 林材連は、本実施要領に基づく事業者の認定のための審査委員会を設け、認可の可否を決定する。(審査の結果、認定を受けた事業体を以下「認定事業者」という。)
- 2 審査委員会の設置については、別途設ける。
- 3 林材連は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定要件は、次のとおりとし、各要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明され

た木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。

- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間管理すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 林材連は認定事業者に対して、別記2で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日をホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年以内とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書の様式は、別記3で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同様の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱い実績報告書」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年5月末までに、林材連へ報告する。
- 2 林材連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。
- 3 認定書交付後、記載事項に変更が生じた場合には、別記2-1で定める「事業者認定書記載事項変更届」を提出する。

第九 立ち入り検査

林材連は、必要に応じて認定事業者の間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスによる取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、林材連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当連合会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 林材連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 第八で定める報告が期限内に実施されなかったとき。
- 2 当連合会は、認定を取り消したときは、別記 7 で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

- 1 認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する 1 ヶ月までに、(別記 1 ア)で定める「発電利用に「供する木質バイオマス供給事業者認定申請書(継続)」を団体に提出しなければならない。
- 2 継続のための申請料、検査料については、実施要領第三の 2 を適用する。

附則 この実施要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記1 (事業者認定申請書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定申請書

平成 年 月 日

一般社団法人
鹿児島県林材協会連合会 殿

(申請者)

所在地:

名称:

代表者の氏名: ⑩

貴連合会の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記の
とおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 年創業、従業員数 人
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 :
(品目 : 年間取扱量 m³)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : 見取り図可
(発電にともする木質バイオマスの保管場所などがわかる見取り図などを添付して
ください)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 :
- 5 その他(注) : (下記参考)

注: その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい。

1. 創業年・従業員数

創業年月日	
現在の従業員数	

2. 取扱実績

	木材・木製品の主要品目	年間取扱量
取扱実績		m ³

3. 事業所の敷地・建物及び施設（土場・倉庫等）の面積及び配置状況（事務所等の全体の平面図又は青写真などの写し

	面積
事業所の敷地	m ²
建物	m ²
土場	m ²
倉庫	m ²

4. 分別管理及び書類管理の方針

分別管理の具体的方針	
書類管理の具体的方針	

5. 分別管理責任者

氏名	勤務年数

6. その他（資格 ISO/JAS 等の確認状況 取得している場合記入して下さい）

別記2 (事業者認定書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人
鹿児島県林材協会連合会
会長

平成 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 鹿林材連認定発電第 号
事業所の所在地 :
事業所の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期限 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

別記2-1 (記載事項変更届)

事業者認定書記載事項変更届

平成 年 月 日

一般社団法人

鹿児島県林材協会連合会長 殿

団体認定番号 : 鹿林材連認定、発電第 号

(新)事業者の所在地 :

(新)事業者の名称 :

(新)代表者の氏名 :

平成 年 月 日付けで認定のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書について、下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

記

団体認定番号 : 鹿林材連認定第 号

(旧)事業者の所在地 :

(新)事業者の所在地 :

(旧)事業者の名称 :

(新)事業者の名称 :

(旧)代表者の氏名 :

(新) 代表者の氏名 :

(旧)分別取扱責任者の氏名 :

(新) 分別取扱責任者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

変更があった箇所のみご記入して下さい。

別記3

別記1-1 伐木段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事例

例1 民有林からの出材の場合

番号 平成 年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明
() 殿
〇〇素材生産者事業者 認定番号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。
記
1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件（森林）所在地
4. 伐採面積
5. 樹種
6. 数量
※ 伐採及び伐採後の造林届書、保安林伐採許可の関連書類の写しを添付 また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。 ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月)」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

例2 国有林からの出材の場合

	番号
	平成 年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明	
() 殿	〇〇素材生産者事業者 認定番号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。	
記	
1. 出材元の森林管理署名	
2. 物件（森林）所在地（林班名など）	
3. 伐採面積	
4. 樹種	
5. 数量	
※ 森林管理署と〇〇素材生産業者の売買契約書の写しを添付	

注 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで
証明書とすることも可能。

別記3

別記1-2 伐採段階における一般木質バイオマスの証明書の記載事項

				番号
				平成 年 月 日
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明				
() 殿				
				〇〇素材生産者事業者 認定番号
下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。				
記				
1. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等				
2. 物件（森林）所在地（林班名など）				
3. 伐採面積				
4. 樹種				
5. 数量				
※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連種類の写しを添付。				

注 本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記3

別記1-3 伐採届等を必要としない木材等の発生段階における一般木質
バイオマスの証明書の記載事項例

番号

平成 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

() 殿

所有者名

所有者住所

下記の物件は、全て（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。

記

1. 物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。）
2. 当該バイオ安須の発生場所（伐採箇所など）
3. 樹種
4. 数量

別記3

別記2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書
の記載事項例

	番号
	平成 年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明	
() 殿	〇〇チップ製造事業者 認定番号
下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり適切に分別管理 されていることを証明します。	
記	
1. 樹種	
2. 数量	

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来
の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

別記2-2 納品書を活用した証明書の記載事例

番号

平成 年 月 日

納品書（出荷伝票）

〇〇（販売先） 殿

〇〇チップ製造事業者
製造番号

発地（出荷場所） 〇〇チップ製造業者 〇〇工場

着地（納入場所） 株〇〇 〇〇〇発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※ 上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

別記2-3 製材等残材にかかる製材工場等から販売先に添付する一般木質
バイオマスの証明書の記載事項例

番号
平成 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇〇（販売先）殿

製材工場等名
認定番号

下記の製材等残材は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 製材等残材の物件名
2. 樹種
3. 数量

別記2-4 加工・流通における一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

	番号			
	平成	年	月	日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇〇（販売先）殿

〇〇チップ製造事業者
認定番号

下記の没検は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記 4】(証明書の様式)

	番	号
	平成	年 月 日
間伐材証明書		
殿		
	事業者の所在地:	
	事業者の名称 :	
	代表者の氏名 :	
	団体認定番号 :	
下記の物件は、間伐材のみを原料としていることを証明します。		
記		
1	樹種 :	
2	数量 :	
注:1 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等の上記の情報(間伐材を原料としていること等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。		
2	数量については、商取引上の単位(トンなど)にて記述してください。	

別記4（取扱実績報告）

平成 年 月 日

一般社団法人

鹿児島県林材協会連合会 殿

事業所の所在地：

事業所の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

発電用に供する木質バイオマス又は一般木質バイオマス
であることが証明された木材の取扱い実績報告書

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱い実績を下記のとおり報告します。

記

1、期間	平成 年 4 月 1 日～平成 年 3 月 31 日	
2、木材・木製品の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³
3、2のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m ³
	原木（チップ等）出荷量	m ³
4、2のうち、一般バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m ³
	原木（チップ等）出荷量	m ³

（注）

①素材生産業者については、原木を入荷し、原木のまま出荷した旨記載する。

②加工業者については、原木の入荷量とチップ等に加工処理した量を記載する。

別記 5（認定取消通知）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人
鹿児島県林材協会連合会
会長

貴社については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定により、
年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1、 団体認定番号：鹿林材連認定、発電第 号
- 2、 事業所の名称：
- 3、 代表者の氏名：
- 4、 事業者の所在地：
- 5、 取消 の 理由：

別記 6(事業者認定申請書(継続)の様式(例))

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定申請書(継続用)

平成 年 月 日

一般社団法人

鹿児島県林材協会連合会 殿

(申請者)

所在地:

名称:

代表者の氏名:

印

貴連合会の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 年創業、従業員数 人
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 :
(品目 : 年間取扱量 m³)
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : 見取り図可
(発電にともする木質バイオマスの保管場所などがわかる見取り図などを添付してください)
- 5 分別管理及び書類管理の方針 :
- 6 その他(注) : (下記参考)

注:その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい。

(継続用)

1. 創業年・従業員数

創業年月日	
現在の従業員数	

2. 取扱実績

	木材・木製品の主要品目	年間取扱量
取扱実績		m ³

3. 3年間の取扱量 m³

4. 事業所の敷地・建物及び施設（土場・倉庫等）の面積及び配置状況（事務所等の全体の平面図又は青写真などの写し

	面積
事業所の敷地	m ²
建物	m ²
土場	m ²
倉庫	m ²

5. 分別管理及び書類管理の方針

分別管理の具体的方針	
書類管理の具体的方針	

6. 分別管理責任者

氏名	勤務年数

7. その他（資格 ISO/JAS 等の確認状況 取得している場合記入して下さい）

(別添1)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

企業名

平成 年 月 日作成

本方針書は、鹿児島県林材協会連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範 (平成 25 年 4 月 2 日公表)」を受け間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、 において、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス原木を原料として製造するチップ等の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混合しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混合しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書等を添付する。
- ・ 製品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料としたチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材のそれぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保存する。

(別添 2)

木質バイオマスの定義

発電利用に供する木質バイオマスの内訳は、下記の通りとする。
なお、本実施要領でいう木材には、竹由来のものも含まれる。

(1) 間伐材等由来の木質バイオマス

間伐材等由来の木質バイオマスとは、次のいずれかに由来するバイオマスをいう。

①間伐材

森林の健全な育成のため、うっ閉し立木間の競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ伐採年度から起算しておおむね 5 年後において再びうっ閉することが確実であると認められる範囲内で行われる伐採により発生する木材を間伐材といい、除伐（うっ閉する前の森林において目的樹種の生町を阻害する樹木等を除去し目的樹種の健全な成長を図るために行う伐採を言う。）によるものを含む。

②①以外の方法により伐採された木材

①以外の方法により次のいずれかの森林（伐採後の土地が引き続き森林であるものに限る。）から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、伐採、生産される木材を言う。

ア．森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条第 5 項の認定を受けた森林経営計画（森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）付則第 8 条の規定によりなお従前の例によることとされた森林施業計画を含む。以下「森林経営計画」という。）の対象森林

イ．森林法律第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び同法第 41 条の規定により指定された保安林施設地区の区域内的の森林（以下「保安林等」という。）

ウ．国有林野管理経営規定（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 12 条第 1 項の国有林野施業実施計画及び公有林野等官行造林法施行手続（昭和 30 年農林省訓令第 11 号）第 6 条第 1 項の公有林野等官行造林地施業計画の対象森林

(2) 一般木質バイオマス

一般木質バイオマスとは、間伐材等由来の木質バイオマス及び建設資材廃棄物以外の木質バイオマスであって、次の木材等に由来するバイオマスをいう。

①製材等残材

木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材

②その他由来の証明が可能なもの

(3) 建設資材廃棄物

建設資材廃棄物とは、告示の表第 14 号の建設資材廃棄物をいう。

誓 約 書

平成 年 月 日付けをもって提出いたしました木質バイオマス事業者認定申請書の内容に相違して、問題が生じた場合は、申請者において対処することを誓約します。

平成 年 月 日

(一社)鹿児島県林材協会連合会

会 長 柴 立 鉄 彦 様

住所

申請者

代表者名

印